

# 負担限度額認定申請上の注意事項

## ★提出する書類★

### ① 申請書

不備がある場合等の連絡先として、日中に連絡のとれる電話番号を記載してください。  
※申告内容に疑義がないかをチェックするのは保険者(寝屋川市)です。

成年後見人等が申請する場合 ⇒ 申請者の氏名欄に「成年後見人 ○○○○」と記名し、本人の代理人である旨がわかる登記事項証明書等を添付してください。

夫婦ともに軽減を受けようとする方 ⇒ それぞれの申請書に夫婦2人分の書類を添付してください。

#### 「配偶者に関する事項」

- ・ 配偶者の課税状況について、所得照会を行う場合がありますので、全て記入されているかご確認ください。
- ・ 本年1月1日現在において、配偶者の住民票が他市にある方は課税証明が必要です。

#### 「預貯金等に関する申告」

- ・ 預貯金等に関する申告欄は記載漏れが多いので、ご注意ください。
- ※ 銀行への照会の結果、虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

#### 「非課税年金に関する申告」

- ・ 非課税年金に係る額は、年金保険者からの情報と自己申告の両方で確認することになります。
- ・ 「年金保険者からの情報」と「自己申告」が不一致のため確認を要すると寝屋川市が判断した場合、対象者のお住まいの市区町村へ連絡調整をさせていただくことがあります。
- ・ 非課税年金を受給されている方は、受給している年金に○をしてください。

### ② 同意書

本人及び配偶者が自己申告した預貯金の額について、保険者(寝屋川市)が金融機関に照会することへの同意書(申請書の裏面)の提出が法律で定められています。

同意書の記入がない場合は、申請を受付できません。その場合、本市から返送した申請書に記入のうえ、再度提出いただくことになり、認定証の送付が遅れる場合があります。

### ③ 預貯金等の資産額がわかる書類

必要となる添付書類		
世帯分離している配偶者の課税状況	配偶者の課税証明(本年1月1日現在他市町村の場合)	
本人及び配偶者の資産状況	本人及び配偶者が自己申告した預貯金等の額について保険者が、金融機関に照会することへの同意書の提出が法律で定められています。	
資産の種類	預貯金(普通・定期)	通帳の写し2ヶ所(原則2か月以内の記帳があるもの) ①口座名義等の記載ページ(通帳表紙の裏面) ②口座残高の記載ページ(普通預金であれば最終の記帳ページ) 口座が複数ある場合もそれぞれの①②の写しが必要です。 <b>本人及び配偶者名義の口座については、全てが対象となります。</b> 通帳を紛失されている場合、口座名義が確認できるキャッシュカードの写しとATMで発行される「ご利用明細書」の写しの添付でも可能です。
	有価証券・投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し ※ウェブサイトの写しも可
	金・銀(積立購入を含む)など、 購入先の口座残高によって 時価評価額が容易にわかる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し ※ウェブサイトの写しも可
	現金(いわゆるタンス預金など)	自己申告
	負債(借入金・住宅ローンなど)	借用証明書等

※銀行への照会の結果、虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還いただくことがあります。

### ★軽減対象とならない方★

- ・市町村民税において課税世帯である。
- ・本人または配偶者(事実婚を含む)が市町村民税課税である場合。
- ・世帯分離をしている配偶者が市町村民税課税である場合。
- ・基準額以上の預貯金等の資産がある場合。

利用者負担段階	収入状況	預貯金等の基準額
第1段階	生活保護受給者／市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者	預貯金、有価証券等の金額が単身1,000万円、夫婦2,000万円以下
第2段階	市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額(遺族年金、障害年金)の合計額が年額80万円以下	預貯金、有価証券等の金額が単身650万円、夫婦1,650万円以下
第3段階①	市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額(遺族年金、障害年金)の合計額が年額80万円超120万円以下	預貯金、有価証券等の金額単身550万円、夫婦1,550万円以下
第3段階②	市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額(遺族年金、障害年金)の合計額が年額120万円超	預貯金、有価証券等の金額単身500万円、夫婦は1,500万円以下

※第2号被保険者(40歳以上64歳以下)の場合、1,000万円(夫婦2,000万円)以下

### ★対象となるサービス★

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・介護老人保健施設
- ・(介護予防)短期入所生活介護
- ・介護療養型医療施設
- ・(介護予防)短期入所療養介護
- ・介護医療院

### 【提出前にご確認ください】

- ▷ 預貯金等に関する申告欄に記載漏れはありませんか？
- ▶ 通帳のコピーは名義・支店名・口座番号の分かるページと、残高が分かるページの両方を添付していますか？
- ▷ 配偶者「有」の方は、本人に加え、配偶者の通帳等の写しも添付していますか？
- ▶ 同意書の記入漏れはありませんか？